

財産目録 記載の手引き

神戸家庭裁判所 令和5年3月

1 エクセルシートについて

本財産目録は、2つのエクセルシートから構成されており、財産目録1のシートが相手方・被告名義財産分、財産目録2のシートが申立人・原告名義財産分です。

当初の作成時に、各シートに、夫、妻の別を記載ください。

訴訟用と調停用は、申立人・原告、相手方・被告という表記のみが異なり、書式は共通です。

評価額欄に金額の記載をすると、自動で財産分与額が自動計算されるように数式が設定されています。

2 基準日（別居日）について

財産分与の対象となる財産の範囲を確定する日であり、同日に存在する財産を財産分与の対象とします。

通常は夫婦の別居日となりますが、場合によっては、別の日となることもあります。

基準日の設定に迷われたら、期日においてご相談ください。

3 作成日について

本財産目録は、双方の間で、各自が何度か記載するやり取りをすることを想定していますので、ご自身の主張を記載した最新の日を記載してください。

なお、ご自身の2回目以降の記載をする場合で、当初の記載に一部追加や変更をした場合は、その部分に下線を引いたり、セルに色をつけていただくと、前回の記載からの変更点が分かりやすいですので、可能でしたらご協力お願いします。

4 個別の各財産について

記載例を参考に、目録の各分類に従い記載してください。

株式、その他の有価証券は、数と現在単価を入力すると、評価額が自動計算されるように数式が設定されています。

保険の解約返戻金や退職金は、基準時時点で解約又は退職したと仮定した場合の支払予定金額を算定した証明書を、支払元に提出してもらい、書証として提出してください。

当該財産の形成が、夫婦の同居開始前に開始している場合は、同居期間に相当する部分のみが分与対象財産となります。この場合は、基準時時点の評価額のうち、同居期間に相当する部分（基準時時点の評価額×婚姻から基準時までの期間÷財産形成開始から基準時までの期間）を記載してください。

5 各財産の評価額を、いつの時点で算定するかについて

各財産の評価額は、基本的には、財産目録1の上部に記載の基準日（別居日）時点で評価しますが、株式、有価証券は、離婚時（できるだけ直近のもの）で評価することが一般的です。

不動産は、住宅ローンや居住状況との関係で、基準日（別居日）時点で評価する場合も、離婚時（できるだけ直近のもの）で評価する場合も両方あります。

評価時点をいつにするか迷われたら、期日においてご相談ください。

6 財産の持分権を有している場合

当該持分を反映した後の金額を評価額欄に記載してください。

主張欄に、全体の金額も記載してください。

7 債務（H、h）について

夫婦共同財産を取得するために負担した債務や、夫婦共同の利益を得るために負担した債務は、財産分与において考慮される可能性があります。これを消極財産といいます。

当該債務を、債務の欄（H、h）に記載すると、その上部に記載されたプラスの財産（積極財産）の合計額から、当該債務額が控除されるように数式が設定されています。

当該債務額は、基本的には、財産目録1の上部に記載の基準日（別居日）時点で評価しますが、特に住宅ローン債務では、不動産の基準日をいつにするかとの関係で、離婚時（できるだけ直近のもの）で評価する場合も両方あります。

評価時点をいつにするか迷われたら、期日においてご相談ください。

8 特有財産（I、i）について

(1) 特有財産について

夫婦の同居期間中に共同して築いた財産以外のものは、当該個人の財産として、財産分与の対象にならない場合があります。これを特有財産といいます。

例えば、婚姻前から有していた財産、婚姻中に親族から相続したり個人的に贈与を受けた財産、事故に遭い慰謝料として受領した財産等です。

(2) 特有財産の記載方法について

ア 当該財産の全体が特有財産であることに双方とも争いが無い場合

この場合は、各財産の主張欄に、特有財産であることを記載し、評価額欄に0円と記載することで足り、特有財産の金額を立証する証拠を取得したり、特有財産の欄に記載する必要はありません。

イ 当該財産の一部が特有財産であるとの主張がある場合

この場合は、当該財産全体の評価額を算定し、特有財産部分を除外した部分は財産分与の対象財産となりますから、当該金額を算定する必要があります。

そこで、この場合は、まず当該財産全体について、各財産の欄に項目及び評価額を記載し、次に、特有財産の欄（I、i）に特有財産部分について項目及び評価額を記載してください。

本財産目録では、その上部に記載されたプラスの財産（積極財産）の合計額から、当該特有財産額が控除されるように数式が設定されています。

以上